

1. 及び2. について

諸外国における教員養成・免許制度は、各国の歴史や文化、社会的条件を反映し、また、教育制度と深く関わり、それぞれ独自のシステムで行われているため、どのような免許要件を課すことで教員としての資質の保証を行っているか、どの国の教員養成・免許制度が効果的に機能しているかなどについて、一律に整理することは困難であるが、概観すると、諸外国でも、大学等高等教育機関における教員養成を原則としており、教員として必要な教科専門及び教職教育を大学等において履修するシステムをとっている。

例えば、フィンランドにおいては、法令において教員資格要件が規定されており、クラス担当教員（初等教育レベル）を例として挙げると、大学において、教育又は教員教育に関する修士号課程を修了（160単位）し、主要教科関連科目と、教育学関連科目、教科に関する指導法等の科目の履修及び教育実習などの課程を修了することが教員資格の要件とされている。

フィンランドは、経済協力開発機構（OECD）が行った生徒の学習到達度調査（PISSA）において、前回に引き続き2003年調査でも、各項目で高い平均得点をあげているが、その背景の一つとして、修士号を有し教職教育を受けた優秀な教員の確保を挙げている（フィンランドのPISSA国内調査担当であるユバスキュラ大学教育学部研究チーム報告 2002年による）。

なお、諸外国においても、優秀な教員の養成・確保により、教育の質の維持・向上を図ろうとしている国は多い。例えば、米国においては、2001年に「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act of 2001)」を制定し、2005年度末までに全教室に「教員免許を持った優秀な教員」を配置することを州に義務付け、これにより各州では、優秀な人材の確保と引留めのため、教員給与の引き上げを行うとともに、免許の授与・更新要件を厳しくする施策を行っているところである。フランスにおいても、2005年3月に教育改革の一層の推進に向けて新たな教育基本法を制定し、教員の資質向上の観点から、教職課程在学者の修士号取得促進のために必要な措置を講ずる制度改正が行われたところである。

（参考）フィンランドのPISSA国内調査担当であるユバスキュラ大学教育学部研究チーム
報告 2002 年

<http://www.jyu.fi/ktl/pisa/publication1.pdf>

3. について

例えば、北欧諸国の一つであるスウェーデンにおいても大学における教員養成が原則とされており、近年では、教育改革の一環として、新しい教育システムに対応した優れた教員の確保が求められることから、2001年より新しい教員養成システムを導入し、就学前から後期中等教育学校教員まで共通した養成項目の設定や、教育実習の充実等、大学における教

員養成システムの充実が図られているところである。

教員資格については、大学における教員養成プログラムの修了が要件とされており、教員養成プログラムにおいては、一般教養科目、主要教科・関連科目、教科に関する指導法等の科目の履修、特定教育課題についての専門的調査研究、教育実習などを行うとともに、教員養成関連の学位論文などを養成プログラムの修了要件としている。

4 . について

普通免許状は、大学の教職課程において必要な単位を修得することにより、我が国の教員に求められる最小限必要な資質能力（教員としての適格性及び専門性）を全体として身につけたことを評価・確認して授与する免許状である。一方、特別免許状制度や特別非常勤講師制度については、社会において身につけた個別の専門的な知識経験・技能を評価し、それを学校教育において活用することで、学校教育の多様化や活性化を図るため、特別に各都道府県等が免許状を授与したり、任用したりするものである。登用される社会人が身につけている一定分野に係る専門的な知識経験・技能は分野の違いなど個々人によって異なっており、また、普通免許状の取得者のように、免許法の基準に基づき、教員に必要な資質能力を全体として評価しているわけではないので、そもそも制度設計の異なる両者を比較することは困難である。

5 . について

優れた知識や技術等を有する社会人を学校教育において活用することは、学校教育の多様化や活性化を図る上で重要である。このことは、学校種に限らず言えることであり、当省においては引き続き、積極的な活用を促進していく方針である。

6 . について

条件附採用期間制度は、人事権の行使の一環として、各教育委員会においてそれぞれの地域の実情に応じて、適切に運用されるべきものと認識しており、個々の人事権の行使の具体的内容について、国が全ての都道府県教育委員会等を対象に悉皆的かつ詳細な調査を行わなければならないとする趣旨が不明である。

文部科学省としては、条件附採用期間制度の積極的な運用事例を各種会合において全国の教育委員会に対して紹介することを通じて、条件附採用期間制度の厳正な運用を促していきたいと考えており、そのために効果的な取組を行っていると思われるいくつかの教育委員会を対象にサンプル調査を行うことを検討している。

7 . について

ご要望の趣旨が不明であるが、不採用となる者が増加していることは条件附採用期間が機能しているということではないかと考える。

8 . について

ご要望のデータは当方では保有していない。

9 . について

ご要望の不採用の理由別データは当方では保有していないが、都道府県ごとの新規採用者数及び条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者の数について不採用の事由別データは保有している。（別紙 のとおり）

10 . について

条件附採用期間制度の趣旨は、教員採用選考において一定の能力実証を得た者について、真に実務への適応能力があるかどうかを見極めることである。条件附採用期間を経て正式採用にならなかった者の数は年々増加しているところであり、平成15年度には111名、平成16年度は191名に達しており、条件附採用期間制度は教員の適格性を確保するという観点から全体として機能しているものと考えている。

11 . について

指導力不足教員の認定者数が増加していることについては、人事管理システムを運用している教育委員会が増加してきていること、各教育委員会において、より一層組織だった人事管理が行われ、適切な対応がとられるようになったことが大きいものと考えられる。

文部科学省としては、魅力ある優れた教員の確保のために、引き続き、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を行い、教育現場や社会状況の変化等に留意しつつ、必要に応じ制度の改正を行うなど、よりよい制度を構築することによって、教員の資質の一層の向上を図っていく所存である。

12 . について

ご要望のデータは当方では保有していない。

13 . について

指導力不足教員に適切に対応するためには、各教育委員会において、継続的な指導、研修を行うとともに、状況に応じて免職等の分限処分を迅速かつ適正に行うことが必要である。

指導力不足教員に対する研修期間や更新の有無については、都道府県・指定都市教育委員会の権限と責任に基づき、安易に研修期間を延長するのではなく、各教育委員会において研修の成果をきちんと評価し、状況に応じて毅然とした態度で免職等の分限処分を迅速かつ適正に行うことが重要なことと考えている。

14 . について

別紙 のとおり。

15 . について

ご要望のデータは当方では保有していない。

16. について

現在のところ、評価結果を処遇にまで結びつけているのは東京都のみと聞いている。東京都の事例については別紙 のとおり。

17. について

現在学校選択制を実施している5つの自治体に対し、調査を行ったところ、以下のような例が挙げられた。

【メリットについて】

- ・学校の自由参観週間に学校を訪問する保護者が年々増加したり、教育委員会に学校情報を求める来客や各校の特色を尋ねる電話が増えるなど、保護者の学校への関心が高まっている。
- ・学校公開やデータブックにより、各家庭が学校規模・部活動・進学実績などをよく検討した上で学校選択をしている。
- ・学校同士が切磋琢磨し、習熟度別学習や教科担任制など特色ある成果が生まれている。
- ・学校側が選ばれる立場になったことで校長や教員の自覚が高まっている。
- ・地域行事やPTA行事に教員が積極的に参加するなど地域との連携が強化されている。

【デメリットについて】

- ・地域の子ども会の活動の弱体化や、地域の人が学校とともにがんばろうとする意識の弱まりが懸念される。
- ・平成17年度の新入学生が12名だった学校もあり、このまま小規模校化が進めば、今後学級編成ができなくなることが懸念される。
- ・実態調査等での学校全体の成績だけを指標に学校を選ぶ保護者や風評で学校を選ぶ保護者がいる。
- ・遠距離となることで、生徒指導が難しくなるとの指摘がある。
- ・5km以上の距離から自転車通学する中学生もあり、交通安全や不審者対応での不安が出されている。

18. について

文部科学省としては、就学すべき小学校又は中学校の指定に当たっては、市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分に配慮した多様な工夫を行うことが重要と考えるところであり、これまでも各教育委員会に対しその旨の通知等を行ってきたところである。

就学すべき学校の指定を行う際に、具体的にどのような工夫を行うことがその地域にとって最も適切かについては、それぞれの地域の実態や住民の意向等を踏まえ、各市町村で決定されるべき問題であり、現行法令においてもそうした仕組みが採用されているところである。

（例えば、地域の実態や住民の意向を踏まえて学校選択制を導入し、大きな成果を上げる場合もあれば、一つの自治体内に複数の小学校があるが、地理的に離れており、仮に学校選択制を採用したとしても実質的に当該地域の学校以外の選択が殆ど見込まれないような場合に、事務的なコスト等を勘案し、学校選択制ではなく、個別の希望者に対する就学すべき学校の指定の変更で対応することにも合理的な理由があると考えられる。）

住民の中に学校選択制を導入することへの要望がある場合には、その自治体の中で取り上げ、検討し、解決されるべきであって、そのプロセスを抜きに国として全国一律に学校選択制を導入させることは、地方自治の考え方に照らして適切とは考えられない。

19. について

同一地域内において、学校選択制とコミュニティ・スクールを同時に採用することには何ら問題はないと考えている。

なお、先般ヒアリングの際に申し上げたのは、自治体の中には、地域の子どもは地域の学校で育てるという考え方の下、学校選択制は採用せず、コミュニティ・スクールのように保護者や地域住民の参画を得ることで学校を内部から変えていくことを標榜し、実際に取り組んでいるところもある、ということである。

20. について

文部科学省としては、就学すべき小学校又は中学校の指定に当たっては、市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分に配慮した多様な工夫を行うことが重要と考えるところであるが、その際、具体的にどのような工夫を行うことがその地域にとって最も適切かについては、それぞれの自治体の実態や住民の意向等を踏まえ、各市町村で決定されるべき問題である。

仮に、住民の中に学校選択制を導入することへの要望がある場合には、その自治体の中で取り上げ、検討し、解決されるべきであって、そのプロセスを抜きに国として全国一律に学校選択制を導入させることは、地方自治の考え方に照らして適切とは考えられない。

なお、この問題を考える際には、学校選択制が実施できるのは、当該自治体に複数の学校が存在する場合のみであり、平成16年11月の調査によれば、小学校については約16%、中学校については約53%の自治体では、そもそも学校選択制が実施できないことについても留意する必要があると考える。

21. について

文部科学省としては、就学すべき小学校又は中学校の指定に当たっては、市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分に配慮した多様な工夫を行うことが重要と考えるところであるが、その際、具体的にどのような工夫を行うかについては、各学校を設置する自治体の判断に委ねられている。このため、各自治体では、こういった方策がその地域にとって最も適切かについて、それぞれの実態や住民の意向等を踏まえ、適切に決定することが求められる。

仮に、住民の中に学校選択制を導入することへの要望がある場合には、その自治体の中で取り上げ、検討し、解決されるべきであって、そのプロセスを抜きに国として全国一律に学校選択制を導入させる、あるいは導入するよう方向性を示すことは、地方自治の考え方に照らして適切とは考えられない。

22. について

ご質問の文部科学省職員については、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（官民人事交流法）に基づき東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）に派遣され、平成１５年１月から同年１２月までの間、ＪＲ東海人事部人事課担当課長として、ＪＲ東海の社員教育制度の現状把握及び実務経験に基づく適正な指導の業務に従事していたものである。

なお、ＪＲ東海から学校設置に関し助言を求められた場合には、当該職員がこれまで教育全般について携わってきた経験をもとに対応したこともあると承知している。